

## 液化石油ガス用複合容器の基準化について

### (改正の詳細)

#### 1. 改正の主な内容等

##### 【容器則関係】

##### (1) 液化石油ガス用一般複合容器の定義（第2条）

液化石油ガス用一般複合容器を、「プラスチックライナー製一般複合容器のうち、液化石油ガスを充填するための容器（ケーシングを有するものに限る。）」として定義する。

##### (2) 液化石油ガス用一般容器の記号（第8条）

液化石油ガス用一般複合容器である旨の記号を「CS」（ケーシングが容器の一部であることから「CASE」の略）とし、容器に標章を掲示する方式を規定する。

##### 【液石則関係】

##### (3) 第1種製造設備、移動式製造設備、第2種製造者、貯蔵の方法及び移動に係る技術上の基準（第6条、第9条、第19条、第48条及び第49条）

一般複合容器は、使用期間を15年間として設計されていることから、一般複合容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものは、液化石油ガスを充填しないこと、液化石油ガスの貯蔵に使用しないこと、液化石油ガスの移動に使用しないこととする。

##### (4) その他消費に係る技術条の基準（第58条）

一般複合容器は、水中で使用すると劣化・損傷するおそれがあるため、水中で使用しないこととする。

##### 【容器則細目告示関係】

##### (5) 容器再検査における外観検査（第15条）

液化石油ガス用一般複合容器の容器再検査における外観検査として、繊維強化プラスチックのケーシングで覆われていない部分に切り傷等がないこと、ケーシングに破損等がないこと等を規定する。

## 【内規】

### (6) 例示基準の追加（別表第2第1項）

内規の別表第2第1項に、日団協技術基準 S 高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準(2014)」を追加する。

この技術基準の特徴は、次のとおり。

- － ケーシングを装置して使用されるプラスチックライナーにガラス繊維を巻き付けたフルラップ構造を有する一般複合容器(図2及び図3参照)。
- － 内容積が、25 リットル以下の液化石油ガス用容器を規定。
- － 容器の使用期限は、容器検査に合格した年月から15年。
- － 製造方法の基準として、材料、肉厚、構造、加工の方法等を規定。
- － 設計確認試験及び組試験として、設計確認試験における設計検査、ライナー破裂試験、破裂試験、常温圧力サイクル試験、環境圧力サイクル試験、環境劣化試験、最小肉厚確認試験、損傷許容性試験、火炎暴露試験、落下試験、衝撃試験、ガス透過試験、高温暴露試験、貫通試験、トルク試験、繊維材料引張試験及び層間せん断試験、組試験における外観試験、耐圧試験、破裂試験及び常温圧力サイクル試験等を規定。
- － 型式試験を規定。



図2 液化石油ガス用一般複合容器（7.5kg 型容器）の外観（写真提供：中国工業株式会社）



図3 液化石油ガス用一般複合容器（7.5kg 型容器）の断面（写真提供：中国工業株式会社）

## 2. その他

使用期限の15年を超えた容器が市場に出ることを未然に防ぐための対応策の検討を、日団協でしていただいているところです。